

杉並区告示第393号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）第6条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

なお、送達すべき書類は杉並区区民生活部納税課に保管しているため、納税義務者からの請求があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 8 月 31 日

杉並区長 岸 本 聡 子

1 送達すべき書類

地方税法第17条に基づく書類

2 送達を受けるべき者

氏 名 伊東 由紀

以上